



目 次

規 則	ページ
◎高知県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○特定水産資源の採捕の停止の命令 (漁業管理課) <6・18掲示>	4
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定介護福祉施設及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課)	5
○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (")	5
○介護保険法による介護医療院の開設の許可 (")	6
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	7
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	7
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	7
○土砂災害特別警戒区域の一部の指定の解除 (防災砂防課)	8
○道路の区域変更 (4件) (道 路 課)	8
○道路の供用開始 (3件) (")	9
◎告示 (指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任)の一部改正 (建築指導課)	9

規 則

高知県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第44号

高知県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則

高知県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則 (平成19

年高知県規則第94号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「申請等」を「申請手続等」に改め、同条第2項中「事務所」を「市町村事務受託事務所(政令第11条の2第1項に規定する市町村事務受託事務所をいう。以下同じ。)」に改める。

第3条の見出しを「(名称等の変更等の届出手続)」に改め、同条中「及び」を「並びに」に、「第133条第2項」を「第133条第2項及び第3項(第3号を除く。)」に、「事務所」を「市町村事務受託事務所」に、「受託事務」を「市町村事務」に改める。

第4条第1号中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同条第2号中「事務所の指定」を「市町村事務受託事務所の指定」に改め、同条第3号中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同条第4号中「受託事務」を「市町村事務」に改め、同条第7号及び第8号中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改める。

第5条第1号中「受託事務を行う事務所」を「市町村事務を行う市町村事務受託事務所」に改め、同条第2号中「事務所の指定」を「市町村事務受託事務所の指定」に改め、同条第3号及び第4号中「受託事務」を「市町村事務」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第2条関係）

受付番号	
------	--

年 月 日

高知県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地

名称
代表者の職・氏名

指定市町村事務受託法人指定申請書

介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人の指定を受けたいので、介護保険法施行令第11条の2第1項及び介護保険法施行規則第34条の4第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 都道府県 市郡区				
	連絡先	電話番号		ファクシミリ番号		
		電子メールアドレス				
	代表者の職・氏名及び生年月日	職名		フリガナ 氏名		生年月日 年 月 日
代表者の住所	(郵便番号 -) 都道府県 市郡区					
指定を受けようとする事務所	フリガナ					
	名称					
	所在地	(郵便番号 -) 高知県 市郡				
	連絡先	電話番号		ファクシミリ番号		
		電子メールアドレス				
	事務所において行う市町村事務		介護保険法第24条の2第1項第1号に掲げる事務（照会等事務）	開始予定年月日		年 月 日
		介護保険法第24条の2第1項第2号に掲げる事務（要介護認定調査事務）	開始予定年月日		年 月 日	
管理者	フリガナ					
	氏名		住所	(郵便番号 -)		
	生年月日		年 月 日			

	既に指定等を受けている事業等の種類	実施事業等	既に指定等を受けている事業等の指定（許可）年月日
居宅サービス	訪問介護		
	訪問入浴介護		
	訪問看護		
	訪問リハビリテーション		
	居宅療養管理指導		
	通所介護		
	通所リハビリテーション		
	短期入所生活介護		
	短期入所療養介護		
	特定施設入居者生活介護		
	福祉用具貸与		
	特定福祉用具販売		
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
	夜間対応型訪問介護		
	地域密着型通所介護		
	認知症対応型通所介護		
	小規模多機能型居宅介護		
	認知症対応型共同生活介護		
	地域密着型特定施設入居者生活介護		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
看護小規模多機能型居宅介護			
居宅介護支援			
施設サービス	介護老人福祉施設		
	介護老人保健施設		
	介護療養型医療施設		
介護予防サービス	介護医療院		
	介護予防訪問入浴介護		
	介護予防訪問看護		
	介護予防訪問リハビリテーション		
	介護予防居宅療養管理指導		
	介護予防通所リハビリテーション		
	介護予防短期入所生活介護		
	介護予防短期入所療養介護		
	介護予防特定施設入居者生活介護		
	介護予防福祉用具貸与		
特定介護予防福祉用具販売			
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護		
	介護予防小規模多機能型居宅介護		
	介護予防認知症対応型共同生活介護		

介護保険事業所番号																					(既に指定等を受けている場合に記入してください。)
医療機関コード等																					別添のとおり
上記の事項（知事が別に定める書類に記載している事項を含みます。）のほか、介護保険法施行規則第34条の4第1項各号等に掲げる事項を記載した書類																					

- 注 1 「受付番号」欄は、記入しないでください。
- 2 「指定を受けようとする事務所」の「事務所において行う市町村事務」欄は、今回申請するものについて、該当するものに「○」を記入してください。
- 3 「実施事業等」欄は、既に指定等を受けている事業等について、該当するものに「○」を記入してください。
- 4 「既に指定等を受けている事業等の指定（許可）年月日」欄は、介護保険法による指定事業者又は介護保険施設として指定（許可）された年月日（介護保険法第71条第1項又は第72条第1項の規定により指定があったものとみなされたもの場合は保険医療機関等の指定等を受けた年月日、介護保険法施行法第4条、第5条、第7条又は第8条第1項の規定により指定又は許可があったものとみなされたもの場合は「平成12年4月1日」）を記入してください。
- 5 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合は、そのコードを「医療機関コード等」欄に記入してください。また、複数のコードを有する場合は、適宜様式を補正して、その全てを記入してください。
- 6 指定を受けようとする事務所において行う市町村事務の種類ごとに知事が別に定める書類を添えてください。

第2号様式（第3条関係）

受付番号

年 月 日

高知県知事 様

届出者 主たる事務所の所在地

名称
代表者の職・氏名

指定市町村事務受託法人名称等変更届出書

介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人の指定に係る事項の変更について、介護保険法施行令第11条の3第1項及び介護保険法施行規則第34条の5第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

指定に係る事項を変更しようとし、又は変更した市町村事務受託事務所	フリガナ名称						
	所在地	(郵便番号 ー) 高知県 市 郡					
	連絡先	電話番号				ファクシミリ番号	
		電子メールアドレス					
変更しようとし、又は変更した事項		変更の内容					
1 市町村事務受託事務所の名称		(変更前)					
2 市町村事務受託事務所の所在地							
3 市町村事務受託事務所の指定の申請者の名称		(変更後)					
4 市町村事務受託事務所の指定の申請者の主たる事務所の所在地							
5 市町村事務受託事務所の指定の申請者の代表者の氏名、生年月日、住所又は職名							
6 市町村事務受託事務所の指定の申請者の定款、寄附行為等（当該指定に係る事務に関するものに限り、）							
7 市町村事務受託事務所の平面図（建物の構造、専用区画等）							
8 市町村事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、住所又は経歴							
9 運営規程							
10 市町村事務受託事務所の指定の申請者の役員の氏名、生年月日又は住所							
11 介護支援専門員の氏名又はその登録番号							
変更年月日又は変更予定年月日							

- 注 1 「変更しようとし、又は変更した事項」欄は、該当する項目の番号を○で囲んでください。
- 2 変更の内容が分かる書類（定款、寄附行為等の変更の場合は登記事項証明書等、市町村事務受託事務所の管理者又は市町村事務受託事務所の指定の申請者の役員の変更の場合は誓約書を含みます。）を添えてください。
- 3 市町村事務受託事務所の名称又は所在地を変更しようとするときは、その30日前までに届けてください。

第3号様式（第3条関係）

受付番号	
------	--

年 月 日

高知県知事 様

届出者 主たる事務所の所在地

名称
代表者の職・氏名

指定市町村事務受託法人市町村事務廃止等届出書

介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人が行っている市町村事務の廃止等をしようとするので、介護保険法施行令第11条の3第1項並びに介護保険法施行規則第34条の5第2項において準用する同令第133条第2項及び第3項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

市町村事務の廃止、休止又は再開をしようとする市町村事務受託事務所	フリガナ 名称				
	所在地	(郵便番号 ー) 高知県 市 郡			
	連絡先	電話番号		ファクシミリ番号	
		電子メールアドレス			
廃止、休止又は再開の別	廃止 ・ 休止 ・ 再開				
廃止、休止又は再開をする予定年月日	年 月 日				
廃止又は休止をする理由					
現に市町村事務を受託している市町村に対する措置（廃止又は休止をする場合にのみ記入してください。）					
休止の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで				

- 注 1 「廃止、休止又は再開の別」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 市町村事務の再開に係る届出については、当該市町村事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合は、当該市町村事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添えてください。
 3 市町村事務の廃止、休止又は再開をしようとする日の30日前までに届け出てください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第389号の2

くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和3年6月）の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和3年6月19日から同月30日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。

令和3年6月18日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第448号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者、同法第48条第1項第1号の規定による指定介護福祉施設及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

介護保険事業所番号	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所又は施設の名称	事業所又は施設の所在地	サービスの種類
3971000280	株式会社 介援隊	四万十市具同5303番地4	令和2年4月1日	共生型デイサービス介援隊	四万十市具同字六反田3239番地29	通所介護
3972501443	四万十町	高岡郡四万十町琴平町16番17号	〃	四万十町立特別養護老人ホーム窪川荘	高岡郡四万十町影野640-2	短期入所生活介護 介護福祉施設サービス 介護予防 短期入所生活介護
3972501450	〃	〃	〃	四万十町立特別養護老人ホーム四万十荘	高岡郡四万十町大正576	短期入所生活介護 介護福祉施設サービス 介護予防 短期入所生活介護
3960490112	株式会社 N・フィールド	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番4号 アクア堂島東館	令和2年6月1日	訪問看護ステーションデュオン南国	南国市後免町151番10	訪問看護 介護予防 訪問看護
3970500801	株式会社 キッズ	土佐市甲原680-2	〃	あいので	土佐市蓮池1396-2	訪問介護
3970300186	株式会社 manano	安芸市東浜196番地12	令和2年7月1日	ヘルパーステーション花	安芸市矢ノ丸四丁目6-30	訪問介護

3962090050	特定非営利活動法人なかやま楽校	安芸郡安田町安田1847番地	〃	訪問看護ステーションなかやま楽校	安芸郡安田町安田1847番地	訪問看護 介護予防 訪問看護
3972600369	黒潮町	幡多郡黒潮町入野5893番地	〃	黒潮町特別養護老人ホームかしま荘	幡多郡黒潮町佐賀3177	介護福祉施設サービス
3970900381	合資会社 サザンクロスしみず	土佐清水市グリーンハイツ416番651	令和2年9月1日	訪問介護事業所サザンクロスすくも	宿毛市平田町戸内2097 ヴィブレ栗本307号室	訪問介護
3950780035	医療法人 元湧会	四万十市中村大橋通六丁目7番5号	〃	介護老人保健施設 あいさんさん	四万十市駅前町9番16号	訪問リハビリテーション 介護予防 訪問リハビリテーション
3971200310	かみ介護サービス株式会社	香美市土佐山田町旭町四丁目2番6号	令和2年11月1日	ヘルパーステーションあさひ	香美市土佐山田町旭町四丁目2番6号	訪問介護
3970400788	株式会社 あかつき	高知市大津乙893番地1	令和2年12月1日	ヘルパーステーションわかば	南国市大桶甲1639番地3	訪問介護
3970400796	株式会社 竹内食品	高知市弥生町1-22	令和3年2月1日	ヘルパーステーション紬	南国市緑ヶ丘二丁目642番地	訪問介護

高知県告示第449号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3950680011	医療法人五月会	須崎市緑町4番30号	令和2年5月1日	老人保健施設暖流	須崎市緑町4番30号	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション
3970700088	有限会社ヒガシ	四万十市中村一条通四丁目2-32	令和2年5月29日	ヒガシ指定福祉用具貸与事業所	四万十市中村一条通四丁目2-32	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与
	〃	〃	〃	有限会社ヒガシ	〃	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
3972100493	社会福祉法人ふると自然村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	令和2年5月31日	デイサービスセンターのいち	香南市野市町東野1652-1	通所介護
3911010142	医療法人レザレクト	香南市野市町西野2192-2	令和2年11月30日	ケア・レッツゴー指定訪問介護事業所	香南市野市町西野2192-2	訪問介護
3970600296	株式会社ベテルホーム	須崎市桐間南15番地	令和2年12月4日	ベテルホームすさき訪問介護ステーション	須崎市桐間南15番地	訪問介護
3970200220	社会福祉法人ふると自然村	南国市岡豊町常通寺島335番地3	令和2年12月31日	デイサービスセンターさんさん	室戸市領家270番地1	通所介護

3970400655	合同会社やまもも	高知市介良甲844番地3 レジデンスKERANO403	〃	合同会社やまもも	南国市久礼田1089番1 エスペランサ甲原101号	訪問介護
3970400754	有限会社栄寿起業	高岡郡佐川町乙1750番地11	令和3年2月28日	ヘルパーステーション栄寿	南国市緑ヶ丘二丁目642	訪問介護
3970400499	社会福祉法人南国市社会福祉協議会	南国市日吉町二丁目3番28号	令和3年3月31日	指定訪問介護事業所南国市社会福祉協議会	南国市日吉町二丁目3番28号	訪問介護
3972400141	株式会社伊野組合興産	吾川郡いの町1400番地	〃	ホームヘルパーステーション「あいの」	吾川郡いの町1400番地	訪問介護
3972501377	高知県農業協同組合	高知市五台山5015番地1	〃	J A高知県高齢者福祉センター	高岡郡佐川町甲1751-1	訪問介護
3972500080	津野山養護老人ホーム組合	高岡郡津野町力石5082番地	〃	津野町通所介護事業所高原	高岡郡津野町力石5082番地	通所介護
3972500213	高陵特別養護老人ホーム組合	高岡郡津野町姫野々417	〃	指定通所介護事業所デイサービスセンター津野ゆの里	高岡郡津野町姫野々417-1	通所介護

高知県告示第450号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定による介護医療院として、次のとおり開設を許可した。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

介護保険事業所番号	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	許可年月日	施設の種類	施設の所在地	サービスの種類
-----------	--------	----------------	-------	-------	--------	---------

39B05 00018	医療法人 広正会	土佐市高岡町甲 2044	令和2年4 月1日	井上病院 介護医療 院	土佐市高岡町甲 2044	介護医療 院サービ ス
39B06 00016	医療法人 千博会	須崎市中町一丁 目6番25号	〃	介護医療 院ちひろ	須崎市中町一丁 目6番25号	〃
39B06 00024	医療法人 須崎会	須崎市横町1番 28号	〃	高陵病院 介護医療 院	須崎市横町1番 28号	〃
39B09 00010	医療法人 長生会	宿毛市中央八丁 目3番6号	〃	介護医療 院おおい だ	宿毛市中央八丁 目3番6号	〃
39B08 00012	医療法人 次田会	土佐清水市旭町 18番71号	〃	足摺病院 介護医療 院	土佐清水市旭町 18番71号	〃
39B10 00034	医療法人 和光会	四万十市中村一 条通三丁目3番 25号	〃	介護医療 院きだわ ら	四万十市中村一 条通三丁目3番 25号	〃
39B11 00016	医療法人 高知慈恵 会	香南市野市町西 野555番地2	〃	三谷介護 医療院	香南市野市町西 野555番地2	〃
39B24 00027	医療法人 岡本会	吾川郡いの町鹿 敷162	〃	さくら病 院介護医 療院	吾川郡いの町鹿 敷162	〃
39B24 00019	医療法人 一心会	吾川郡仁淀川町 岩丸102番地	〃	安部介護 医療院	吾川郡仁淀川町 岩丸102番地	〃
39B25 00024	医療法人 健美会	高岡郡中土佐町 久礼6614	〃	介護医療 院なかと さ	高岡郡中土佐町 久礼6614	〃
39B25 00032	医療法人 金峰会	高岡郡越知町越 知甲2041-3	〃	介護医療 院山崎病 院	高岡郡越知町越 知甲2041-3	〃

高知県告示第451号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
室戸市佐喜浜町字休石3955の2
 - 2 指定の目的
潮害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

高知県告示第452号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名

幡多郡大月町	中野 光生
〃 〃	大黒 直喜
〃 〃	中野 美佐子
 - (2) 加入区の名称
橘浦加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
橘浦漁業協同組合
- 2 指定漁船調査の縦覧
 - (1) 縦覧期間
令和3年7月2日から同月16日まで
 - (2) 縦覧場所
橘浦漁業協同組合

高知県告示第453号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和3年6月14日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年6月1日から同年8月31日まで
- 3 作業地域
幡多郡黒潮町有井川地内

高知県告示第454号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき平成28年3月18日に土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同条第8項の規定に基づき当該区域の一部の指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 箇所番号
I-1406
- 2 区域の名称
高座(2)
- 3 区域の所在地
高知市神田（別紙図面のとおり）
- 4 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 5 土砂災害特別警戒区域としての指定を解除する区域
高知市神田の一部の区域（別紙図面のとおり）
- 6 土砂災害特別警戒区域としての指定を解除する事由
区域の一部で土砂災害の防止に関する工事が行われ、法第9条の政令で定める指定の基準を満たさなくなったため。

高知県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年7月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛城辺
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市小深浦字太刀打場前710番14から宿毛市小深浦字濱田屋式514番1まで	前	11.3 }	146
	後	16.3	
	後	11.3 }	146
		17.3	

高知県告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年7月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川船戸
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町桑ケ市字松浦1113番1から高岡郡津野町桑ケ市字下モ沢1238番2まで	A	5.6 }	950
		45.0	
	前	B	3.7 } 14.3
高岡郡津野町桑ケ市字下モ沢1269番2から高岡郡津野町桑ケ市字宮日浦2401番1まで	C	11.0 }	879
		44.3	

高岡郡津野町桑ケ市字松浦1108番4から高岡郡津野町桑ケ市字鳴瀬田1360番1まで	後	11.0 } 44.3	879
---	---	-------------------	-----

高知県告示第457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年7月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 船津野根
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡東洋町野根字北向山乙3311番2から安芸郡東洋町野根字北向山乙3315番2まで	前	11.8 }	148
		39.8	
安芸郡東洋町野根字北向山乙3311番1から安芸郡東洋町野根字北向山乙3315番1まで	後	15.7 } 48.6	148

高知県告示第458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年7月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畑山栃ノ木
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市栃ノ木字北ノ岡1380番1から 安芸市栃ノ木字カトノ本995番1まで	前	3.5	270
		9.0	
安芸市栃ノ木字北ノ岡1380番1から 安芸市栃ノ木字カトノ本990番1まで	A	3.5	250
		9.0	
安芸市栃ノ木字北ノ岡1380番1から 安芸市栃ノ木字田ノ尻936番地先まで	B	13.9	692
		33.9	

高知県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年7月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛城辺
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市小深浦字太刀打場前710番14から 宿毛市小深浦字濱田屋式514番1まで	146	令和3年7月2日

高知県告示第460号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年7月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 船津野根
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡東洋町野根字北向山乙3311番1から 安芸郡東洋町野根字北向山乙3315番1まで	148	令和3年7月2日

高知県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年7月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町大野見下ル川555番から 高岡郡中土佐町大野見下ル川561番まで	89	令和3年7月2日

高知県告示第462号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成27年10月高知県告示第604号（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）の一部を次のように改正する。

令和3年7月2日

高知県知事 濱田 省司

3中

- 「(2) T B T C名古屋構造センター
愛知県名古屋市中区錦三丁目7番9号
(3) T B T C中国構造センター
広島県広島市中区銀山町3番1号
(4) T B T C九州構造センター

福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番15号」を
「(2) T B T C中国構造センター
広島県広島市中区銀山町3番1号
(3) T B T C九州構造センター
福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番15号」
に改める。